

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に対応した  
危険物施設における検査等の運用にかかる通知内容  
(地下タンク並びに地下埋設配管の漏れの点検等)

記

1. 消防法第14条の3の2の規定に基づく定期点検のうち、危険物の規制に関する規則第62条の5の2に規定する地下タンクの漏れの点検並びに同規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管のもれの点検等（いわゆる検知検査）については、人員や資機材を手配することができないこと等（緊急事態宣言等の影響による交付決定の遅延等）により法定期間内に実施することが困難な場合にあつては、当面、以下の(1)、(2)の措置により定期点検を行うこととして差し支えないこと。

これらの場合においては、従前のおりの点検が可能になった際に速やかに点検を実施すること。また、これらの対応については記録を作成し、保存すること。

- (1) 日常点検を徹底し、特に当該貯蔵所等で貯蔵等を行う危険物の残量の管理を的確に行うなど、事故の発生防止及び早期発見を徹底すること
- (2) 漏れ等を発見した際の速やかな応急体制を確保しておくこと

2. 危険物の規制に関する規則第23条の2の規定に基づく地下タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置等（いわゆる地下タンク40年、50年対策）についても、人員や資機材を手配することができないこと等により実施することが困難な場合にあつては、その履行期限等の取扱いについて、上記(1)、(2)の措置等により安全を確保しつつ、弾力的な運用に配慮すること。

以上